

# 静岡県障害福祉人材育成ビジョン 2020年度改訂版について

## 1 改訂理由等

「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」（以下「ビジョン」という）は、静岡県自立支援協議会人材養成部会の提言を受け、令和元年7月に公表しました。

その後（令和元年9月）、厚生労働省が相談支援従事者初任者研修及び現任研修のカリキュラムを改正しました。その内容は、各地域における「重層的な相談支援体制」の整備に資する人材育成を強く意識したものとなっています。

一方、各市町では、地域の相談支援体制整備を担う基幹相談支援センターの設置に向けた取組が進みつつあり、本県においても、地域の中核的人材として基幹相談支援センター等に配置される主任相談支援専門員の育成を、令和元年度から開始したところです。

本県における相談支援従事者研修等を的確に実施するため、こうした動向を人材育成ビジョンへ反映するとともに、改めて関係機関等に対して周知し、県全体の研修体制の整備や充実化を図ることを目的として、今回改訂が実施されました。

## 2 主な改訂内容

改定方針	改訂内容
重層的な相談支援体制の整備を記載 (p. 9)	「4（3）市町の取組」へ、各市町では重層的な相談支援体制の構築が求められていることを明示。
主任と基幹の機能及び市町の役割を明確化 (p. 9)	「4（3）市町の取組」へ「ア 基幹相談支援センターの設置」を追加。基幹の役割・機能に加え、その担い手が主任相談支援専門員であり、適切な人材の確保等にあたり十分な検討が必要であることを明示。
主任が果たす人材育成の役割明確化、各研修の関連性 (p. 14-15)	「5（2）イ 法定研修の関係性」を追加。 法定研修の位置付け（学習内容等）や関連性を明示。 特に主任相談支援専門員については、地域での人材育成の役割があることについて具体的に提示。
研修学習内容等のブレークダウン (p. 18)	「相談支援専門員に求められる力（コンピテンシー）」を追加。 各段階で発揮すべき能力と、それに応じた各研修で学習するテーマを具体化・見える化。 圏域や市町が実施する研修テーマ検討の参考としても活用。